

令和6年度 施設監査(指導監査) における主な指摘、助言について

I 指摘事項の概要

1 指摘の種類

- ①事業停止命令…児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。(※行政処分)
- ②改善命令…その施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
(※行政処分)
- ③勧告…児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告することができる。
(※行政指導)
- ④文書指摘…基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。期限内に改善状況について報告を必要とする。
- ⑤口頭指摘…基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、④の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。指摘事項に対する改善措置は必要だが、改善状況についての報告は不要とする。
- ⑥助言…基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。努力事項であり改善する義務はないため、報告等は不要とする。

■児童福祉法（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

(参考)福島市の基準条例

- ①福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ③福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤福島市幼保連携型認定こども園以外の認定の要件を定める条例

2 施設監査による指摘数及び文書指摘率

(1)施設区分別

(件数:率)

区 分	施設数	文 書 指 摘	口 頭 指 摘	助 言	合 計	文 書 指 摘 施設数	文 書 指 摘 割 合
公立保育所	11	0	3	19	22	0	0%
公立幼保連携型認定こども園	3	0	0	3	3	0	0%
私立保育所	34	8	17	72	97	7	20.6%
私立幼保連携型認定こども園	8	0	0	20	20	0	0%
私立幼稚園型認定こども園	4	1	4	19	23	1	25%
地域型保育施設	22	2	15	36	53	2	9.1%
合計	82	11	39	169	219	10	12.2%

※文書指摘割合は、施設区分ごとの文書指摘があった施設数の割合(文書指摘施設数/施設数)を算出

※文書指摘がなかった施設は、公立保育所11、公立幼保連携型認定こども園3、私立保育所27、私立幼保連携型認定こども園8、私立幼稚園型認定こども園3、地域型保育施設20でした。

(2)項目別

(件数:率)

No.	項 目	文 書 指 摘	口 頭 指 摘	助 言	合 計	項 目 別 割 合
1	保育時間、開所日数等の状況	1	0	1	2	0.9%
2	保育児童及び定員の状況	0	0	0	0	0%
3	職員配置の状況	9	1	3	13	5.9%
4	職員の確保及び定着化の取組状況	0	1	0	1	0.5%
5	諸規程の整備・運用状況	0	9	11	20	9.1%
6	秘密保持等に関する措置状況	0	0	7	7	3.2%
7	健康管理(職員)の状況	0	5	0	5	2.3%
8	職員研修の状況	0	0	4	4	1.8%
9	福祉サービスの向上のための措置状況	0	0	7	7	3.2%
10	地域における子育て支援等の状況	0	0	6	6	2.7%
11	施設設備の状況	0	0	20	20	9.1%
12	給水設備等の衛生管理の状況	0	0	0	0	0%
13	安全管理の状況	0	12	52	64	29.2%
14	保育(教育)内容の状況	0	1	7	8	3.7%
15	連携施設	0	0	0	0	0%
16	健康管理(児童)の状況	0	2	37	39	17.8%
17	給食の状況	1	8	13	22	10%
18	会計処理状況	0	0	1	1	0.5%
	合計	11	39	169	219	100%

※割合は、四捨五入をしているため、合計と合いません。

II 主な指摘事項等 ※指摘例の下段の()は根拠法令

1 職員配置の状況について

(1)朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例(※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所(定員20人以上))

確認された事項 指摘例

朝夕等の児童が少数となる時間帯(朝夕のほか、平日や土曜日の日中を含む)や職員の休憩時間帯において、保育士1人と無資格者1人を配置し、複数配置としている時間帯があることを確認した。

(「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条、附則第7項)

(「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、31条、44条、47条、附則第4条、6条)

指摘内容及び解説

児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯(各年齢で定める保育士配置基準により算定される必要保育士数が2人を下回っている時間帯)については、常時最低2人以上の保育士を配置することまで求められておらず、保育士のうち1人を保育士資格や幼稚園教諭免許を有しない者とすることができます。ただし、保育士1人に加えて、本市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置しなければなりません。

※「本市が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を終了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者等が想定されます。

■福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第36条 3 保育士の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児15人につき1人以上、満4歳以上の幼児25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはいできない。

附則

(保育所の職員配置に係る特例)

7 当分の間、第36条第3項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

■福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第29条

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第 31 条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第 16 条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第 10 項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回することはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第 12 項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 47 条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第 12 項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

(附則)

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 2 小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業にあつては、第 31 条第2項及び第 47 条第2項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、保育従事者に占める保育士の割合を2分の1以上とすることができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 当分の間、第 29 条第2項各号又は第 44 条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第 29 条

第2項又は第 44 条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
--

(2)職員の休憩時間帯や午睡時の職員配置(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

職員の休憩時間帯の代替保育士を配置していないことを確認した。 (「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条第3項、附則第7項)

指摘内容及び解説

開園時間内のすべての時間帯において、常時、保育児童数に応じた保育士の数の基準を満たすようにしてください。休憩時間は、保育士が配置されているとはみなせませんので、代替保育士を配置する等して配置基準で必要となる保育従事者を確保するようにしてください。なお、休憩時間は労働から離れることが保障されていないため、保育室以外で休憩をとるよう努めてください。

※ 根拠は(1)に同じ。

2 施設設備の状況について

(1)乳児室又は保育室の面積基準違反(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

- ・ 乳児室や保育室において、面積基準に抵触している施設を確認した。
- ・ △歳児クラスにおいて、遊戯室を含めると面積基準を満たしているが、保育室単体では面積基準を満たしていないことから、今後は、保育室単体で基準を満たすよう努められたい。
(「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条)

指摘内容及び解説

定員を超えての入所については、弾力的運用が認められていますが、省令・条例で規定する面積基準を超えての受け入れは、認められていません。

入所児童数に対して必要となる面積を確保するか、または、面積基準に見合う児童数の入所としてください。

なお、本市においては、「福島県保育所設置認可要綱」に準じて、平成26年2月27日以降新たに設置する場合及び保育室の床面積の変更を伴う増改築を行う場合は、満2歳以上の幼児に係る面積は、常時保育を行う部屋のみで、幼児1人につき1.98㎡以上という基準を満たすことが望ましいとしています。言い換えれば、それ以前に建築された施設については、保育室と遊戯室の合算の面積で幼児1人につき1.98㎡以上であれば運用として認容されている状況です。

■福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

以下略

同様に、

■福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条

3 安全管理の状況について

(1)事故防止・危険防止・安全管理の対応の未実施(※全施設共通)

確認された事項 指摘例
<ul style="list-style-type: none">・ ファンヒーター、消火器等の安全対策を実施していないことを確認した。・ 保育室内の掲示物に画びょうを使っている(落下防止策がない)ことを確認した。・ 手指消毒用アルコールを児童の手の届く場所に置いていることを確認した。・ 棚やテレビ等の重量物に、転倒・転落防止策を講じていないことを確認した。 (「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(H13.6.15 雇児総発第 402 号)) (「保育所保育指針」第 3 章 3(2))
指摘等内容及び解説
<p>①事故防止と発生時の適切な対応を確保するため、「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により次のとおり対応することが定められています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事故が発生した場合の対応や事後処置等をまとめた指針(事故対応マニュアル等)の策定・ 事故の記録、事故につながるおそれのあった場面(ヒヤリ・ハット)の記録と分析・ 「事故防止委員会」の設置・運営と職員研修の実施(概ね数カ月に 1 回開催)・ 損害賠償に備えた責任保険への加入 <p>②「事故防止委員会」については、施設長をはじめ、保育士や調理員等、幅広い職種から構成される組織として設置する必要があります。</p> <p>③委員会では、事故防止に関して収集されたあらゆる情報(事故記録、ヒヤリ・ハット記録等)を基に、リスク状況を把握・分析してください。そして、必要な対策を決定し、職員に周知してください。</p> <p>④重大事故(死亡、治癒に 30 日以上を要する疾病や負傷を伴うもの)が生じた場合には、<u>発生後すみやかに市(幼保支援課)へ報告する必要があります。</u> (事故に関する相談を受けた際に、報告漏れが判明するケースが散見されます。)</p> <p>⑤国に報告があった事故の情報や、教育保育施設におけるヒヤリ・ハット事例集が内閣府ホームページに掲載されています。事故防止や職員研修に活用してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database・ 「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b81f5308-fe55-4dfa <p>⑥施設内では、設備・器具・薬品などの設置場所、突起物等によるケガの防止、本棚やピアノの転倒防止等にも配慮が必要です。</p> <p>⑦園内だけでなく、園外活動中の事故防止にも留意が必要です。日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を点検し、記録を付ける等して情報を全職員で共有してください。</p> <p>⑧低年齢児については、特に睡眠時の「乳幼児突然死症候群(SIDS)」防止のための観察・記録が重要です。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>■児童福祉施設等における児童の安全の確保について(H13.6.15 雇児総発第 402 号) (別添-2) [児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目] 1 日常の安全管理 (施設設備面における安全確保) ○<u>危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。</u></p></div>

■保育所保育指針第3章3(2)

第3章健康及び安全

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

(2)安全計画の策定(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

- ・ 安全計画が策定されていることは確認できたが職員への研修や訓練が行われていなかった。
- ・ 安全計画が策定されていることは確認できたが、保護者への周知がなされていなかった。保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知がなされていなかった。
(「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条の2)

指摘等内容及び解説

令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務付けられました。計画に沿った研修や訓練の実施及び保護者への周知、計画の定期的な見直しが必要となります。

年度初め(児童の入園時には随時)には、保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼してください。

また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましい。

■福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(安全計画の策定等)

第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

同様に、

■福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2第1項～第4項

参考

- ・ 「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月厚生労働省事務連絡)

4 保育・教育内容の状況について

(1)保育所の自己評価の未実施、未公表(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

- ・ 保育所の自己評価の未実施や未公表を確認した。
- ・ 保育士の自己評価及び保護者への満足度調査結果等は確認できたが、保育所の自己評価としては内容が不十分であることを確認した。

(「保育所保育指針」第1章3(4))

(「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第16条)

指摘内容及び解説

「保育士の自己評価」を実施しているが、「施設としての自己評価」を実施していない、または保護者への満足度調査結果をそのまま公表することで園の自己評価としている施設が多くみられました。保育の質の向上を図っていくために、適切な自己評価の観点や項目等について設定したうえで、十分な内容となるよう検討してください。

なお、何をどのように公表するかなどは施設独自の判断で構いません。例としては、園だよりやホームページなどを利用する方法が適当であると考えます。また、懇談会等で保護者の方に説明するのも良い方法と考えます。保育士の自己評価及び保護者への満足度調査結果等をもとに園としての課題をどのように改善していくか、どのような保育をめざすかを説明してください。

■保育所保育指針（平成29年3月31日号外厚生労働省告示第117号[平成30年4月1日]）

3 保育の計画及び評価 (4)保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

(ア)保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ)保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ)保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

(ア)保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(イ)保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

(ウ)設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

■福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第36号)第16条第1項

特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

参考

自己評価の観点や項目等については、下記の資料を参考にしてください。

- ・ 「福島市保育の質ガイドライン」(令和4年福島市幼稚園・保育課作成)
- ・ 「保育所における自己評価ガイドライン」(令和2年厚生労働省作成)

5 健康管理(児童)の状況について

(1)入所時の健康診断の未実施(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

- ・ 入所時の健康診断が行われていないことを確認した。
- ・ 入所時の健康診断時に欠席した児童について、健康診断の実施時期が入所後1か月以上経過していたことを確認した。

(「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条)

指摘等内容及び解説

児童福祉施設の長は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法に準じて行わなければならないことになっています。

入園時の健康診断は、入園前(利用開始前6か月以内)もしくは入園後直ちに(利用開始後1か月以内)実施してください。または、嘱託医の健康診断を受診し、結果を園に提出するよう依頼してください。

■福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

(※地域型保育施設についても同様条例あり。「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条。認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校保健安全法施行規則準用)

(2)睡眠チェックの未実施等(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

睡眠チェックの未実施やチェック間隔の誤りを確認した。
(「保育所保育指針」第3章)、
(「睡眠時の事故発生防止のための取組みの徹底について」令和3年2月3日付け2幼保第1120号通知)

指摘等内容及び解説

SIDS 防止のための午睡時のチェックについて、未実施やチェック間隔の誤りが確認されました。「令和3年2月3日付け2幼保第1120号通知」に基づき、呼吸の有無や顔色、体の向きを確認し、確実に記録を残してください。

なお、午睡中の乳児室・ほふく室内は、真っ暗にするのではなく、顔色が分かる程度の明るさを確保しておくことも大切です。記録の際、単に「○」や「レ」を付けるのではなく、「↑ ↓ →」等の矢印で体の向きも併せて記録することで、うつぶせ寝の傾向を把握しやすくしている施設もあります。また、顔の向きだけでなく、呼吸や発熱、発疹の有無等全身状態を含めて確認し、記録するようにしてください。センサーの導入も進んでいますが、任せきりにしないようにしてください。

また、休憩をとりながらの業務にならないように、基準通りの配置に留意してください。

【例】

- ・室内が真っ暗で、顔色が分からない。
- ・保育士が園児に背を向けて事務作業をしていたため、様子の変化に気づかない。
- ・室温・湿度等の環境設定に留意していない。また、記録していない。

■睡眠時の事故発生防止のための取組みの徹底について(令和3年2月3日付け2幼保第1120号通知)

<睡眠チェックについて>

児童の午睡時の確認は、天気、室温、湿度、児童の体調、呼吸状況が記録できる表(参考:睡眠チェック表)を用いて、以下のように実施していただきますようお願いいたします。

学年齢	0・1歳児	2歳児	3・4・5歳児
チェック頻度	5分ごとに1回	10分ごとに1回	30分ごとに1回以上

・上記のチェックにおいては、確実に記録を残してください。万一事故が生じたときに、見守り状況を示す重要なエビデンスにもなります。最終的には、子ども、職員・施設を守ることになります。

6 給食の状況について

(1)アレルギー除去食の実施における申請書の未提出、医師の生活管理指導表未徴収、医師の再評価時期の超過(※全施設共通)

確認された事項 指摘例
アレルギー除去食を実施しているが、保護者から申請書が提出されていない、医師の生活管理指導表を徴収していない、医師の再評価時期を超過していることを確認した。 (「保育所保育指針」 第3章2 (2) 食育の環境の整備等 ウ)
指摘等内容及び解説
食物アレルギーのある子どもの対応は、状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に行うことになっていきますので、アレルギー除去食を実施する場合は、保護者からの申請書の提出、医師の生活管理指導表が必要となり、また、医師の再評価も必要となります。給食に提供されない食物についても、提出が必要です。
●参考法令等
■保育所保育指針 第3章2 (2) 食育の環境の整備等 ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。
■保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019年改訂版)

(2) 検食の内容が不十分(※全施設共通)

確認された事項 指摘例

検食を提供30分前までに実施していない、異味異臭、異物混入、その他の異常を記録していないことを確認した。

(「社会福祉施設等における食品の安全確保について」 H20.3.7 雇児総発 0307001 号)

(「学校給食衛生管理基準」 第 3-1(6)①)

指摘等内容及び解説

検食は栄養面(量、食品の組み合わせ等)・衛生面(異物混入等の事故防止等)・嗜好面(味、盛り付け等)・機能面(切り方等)の観点から、提供される食事(離乳食やおやつ(手作り・既製))が対象者に合った食事であるかを評価するために実施するものです。毎日提供30分前までに実施し、検食内容を記録することになっています。

※検食責任者は、異常があった時に、食事の提供可否を判断できる施設長や主任等が望ましいです。

■社会福祉施設等における食品の安全確保等について(平成 20 年 3 月 7 日)

(中略)については、次の点に留意のうえ、社会福祉施設等における一層の食品の安全性の確保及び衛生管理について、管内社会福祉施設等に対し周知徹底を図っていただきたい。

②検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。

■学校給食衛生管理基準(抜粋) 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

1 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(6)検食及び保存食等

①検食

一検食は、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと。また、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡すること。

二検食に当たっては、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、一食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩並びに形態等が適切か、及び、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか確認すること。

三検食を行った時間、検食者の意見等検食の結果を記録すること。

7 その他の特記事項について

助言例、助言内容及び解説

(1) 苦情解決第三者委員の設置(※全施設共通)

苦情解決に社会性や客観性を確保するために、第三者委員を設置する努力義務があります。

委員については、例えば、法人の評議員(理事は除く)、監事、地域の民生委員等へ協力依頼することが考えられます。

※第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましいです。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えありません。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとされています。

(参考)

・「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月厚生労働省通知)

(2) 業務継続計画の策定等(※①地域型保育施設、幼稚園型認定こども園を除く、②幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園を除く)

①令和5年4月1日より、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)の策定と感染症予防措置等が努力義務となりました。業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めてください。業務継続計画は定期的に見直しを行うよう努めてください。

②また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施するよう努めてください。

(参考)

・「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(令和4年12月厚生労働省事務連絡)

(3) 児童の権利擁護・虐待の防止

新制度では、職員による虐待を防止するための体制の整備が義務づけられています。

■福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

・特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない(第3条第4項)

・特定教育・保育施設の職員は、支給認定こどもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない(第25条)

・また、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等では、子どもの生命の保持や情緒の安定を図ることが求められています。

・子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等で虐待等はあってはならないため、職員研修等を定期的実施し、改めて児童の権利擁護と虐待防止を徹底してください。

・なお、昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として進めていくことが国から示されました。

①こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること。

②保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと。

・その中で、今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、各自治体に求められ

る事項等を整理したガイドライン(「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月、こども家庭庁)」)が策定されました。(同ガイドラインの概要については、別添のとおり)

・同ガイドラインでは、保育所等における虐待等の未然防止に当たっては、①各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと、②職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること、の2点が重要であるとされています

・これらの点については、各施設で適切に対応いただいているものと考えていますが、同ガイドラインや以下に記載している資料等を活用し、施設長等主導のもと、施設全体で今一度保育のあり方を点検してください。

・保育所等において虐待等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で、市へ速やかに情報提供し、今後の対応について協議してください。虐待等が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を行います。

また、事案の性質や重要性等に応じ、事案の公表等の対応をする場合もあります。

・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月 こども家庭庁)

・「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(全国保育士会)

・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月 厚生労働省・内閣府・文部科学省事務連絡)

・「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和5年3月 厚生労働省)

・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月 文部科学省)

各施設の運営規定に定める「虐待の防止のための措置に関する事項」に基づいて、職員の研修等を定期的実施し、児童の権利擁護と虐待防止を徹底してください。

例えば、次のようなことは、守られるべき最低限の内容です。

【例】

- ・暴力的な言葉を使用しない。
(怒鳴る、呼び捨て、命令的・一方的な声かけ、スピーチロック等)
- ・体罰を行わない、自由を奪わない。
(暴力をふるう又はそのまねをする、閉じ込める、拘束する等)
- ・適切に食事や水分を取らせる。
- ・他の児童とは差別的な待遇をしない、無視(ネグレクト)しない。
- ・わいせつな行為をしない。
- ・子どもの嫌がることを言わない、しない。
- ・プライバシーに配慮する。
(家庭の事情を皆の前で言う、年中・年長児の着替え、トイレ等に配慮しない等)

(4)給食の実施

①調理及び調乳担当者については、検便を毎月1回以上、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌群(O-157を含む)について実施する必要があります。尚、O-26,O-103,O-111,O-121,O-145についても検査を行うことが望ましいです。また「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて、ノロウイルスの検査の追加を助言事項としています。その他、食中毒予防のため、『調理室衛生管理チェックリスト』等で、調理室の衛生管理を確実に行ってください。

おやつを提供について、午前のおやつは牛乳や麦茶のみという事例がありました。おやつは食事の一部と考え、昼食で取り切れない栄養素を補うものとして、出来る限り変化に富んだ献立を考えてください。また、提供する麦茶については、ジャグ等で大量に作る場合がありますが、たんぱく質を含んでいますので、喫食は2時間以内を目安にすることが望ましいです。

②給食等における窒息事故防止のため、次の点に注意してください。

- ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・硬い豆・ナッツ類は5歳になるまでは与えない。
- ・ぶどうやミニトマトなどの丸くてツルっとしたものは、4分割して形状を変えて与える。
- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志にあったタイミングで与える。
- ・子どもの口に合った量を与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。
- ・食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。
- ・汁物等の水分を適切に与える。
- ・食事の提供中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・正しく座っているか注意する。

(参考)

・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
～施設・事業者向け～(内閣府)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

・食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

(5)事故防止対策

ヒヤリ・ハット事例の収集が少ない施設がみられました。

事例が共有されることは、責任追及のためではなく、安全意識を高め、事故予防につなげるほか、保護者との信頼関係を築くため、職員が安心して働くためにも必要であるとの認識を共有してください。

また、施設内における自主的な報告と共有を促進するため、効率的な報告・記録方法を工夫してください(簡単に報告できる様式を用意するなど)。